宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

宮城県古川工業高等学校 定時制課程(以下「本校」という。)においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「宮城県いじめ防止基本方針」(以下「県基本方針」という。)を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

〈いじめの防止等に関する基本理念〉 (法第3条より)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して 学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを 旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを 認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの 問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

〈いじめの定義〉 (法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係に ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、県基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一丸となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭との連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 家庭との連携

家庭においては、保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関にも相談しながら、一体となって問題の解消に務めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連絡を密にしていくことが重要である。

⑤ 地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域との連携が必要である。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

⑥ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の 指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、 児童相談所、医療機関、法務局、県の私立学校主管部局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との 適切な連携を図るため、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者を窓口とした情報交換や連絡会議の開催 など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校設置者が、関係機関による取り組みと連携することも重要である。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ問題対策委員会(いじめの防止等の対策のための組織)

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「宮城県古川工業高等学校定時制課程いじめ問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。

委員会の構成は、校長、副校長、該当学年主任、生徒指導部(部長および担当者1名)、保健給食部(部長および 養護教諭)、スクールカウンセラー、協働コーデネーター、関係職員によるものとし、具体的には、校長が実情に 応じて、毎年度委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処

生徒指導部らの要請があった場合、生徒指導部と対策委員会との両者合同の会議において指導方針の審議等を行う。なお、事案発生時の事実関係調査は、生徒指導部と当該学年が当たる。

オ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ調査委員会(いじめの重大事態発生の場合の調査組織)

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、県教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ問題対策委員会」を母体にし、学校評議員(全員)、PTA役員(会長および副会長)、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置して調査を行う。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- 生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を 目標として主に「特別活動」などを活用して、学校全体で取り組む。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、県教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、対策委員会の主催により校内研修を行う。

なお、実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を 作成することを基本として実施する。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとする。また、校内外の教育活動におけるさまざまな機会をとら えてきめ細やかに対応する。
- いじめ実態把握調査の他に、全生徒対象の本校独自のアンケート調査を毎年実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、6月および11月の面談週間を有効に活用する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの表現・把握のための注意事項など、いじめの把握・ 管理に係る校内体制の整備を行う。

具体的には、対策委員会が作成した「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

③ いじめへの対処

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、対策委員会が作成した「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ防止対応フローチャート」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、合同会議、もしくは合同会議と対策委員会を中心に適切に対応する。
- 進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら 適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だよりにより、保護者、地域の方々へ周知する。
- 生徒による地域へのボランティア活動、生徒と地域の方々とが交流する機会を設ける。

⑤ 関係機関との連携

○ いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成 事業などを、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として規定がある。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが あると認められるとき。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として県教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は県教育委員会が行う。

県教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「宮城県古川工業高等学校 定時制課程 いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、県教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「宮城県古川工業高等学校 定時制課程学校 いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に 十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が県教育委員会に報告し、県教育委員会が知事に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで必要な見直しを行う。